

病児・病後児保育事業の新規実施等について

病中又は病気回復期の児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業について、新たに2施設での運営を以下のとおり実施する。

1 (仮称)春日・後樂園駅前地区病児・病後児保育室

- (1) 実施場所 春日・後樂園駅前地区第一種市街地再開発事業の区域内
- (2) 住 所 小石川一丁目(住居表示未定)
- (3) 開始時期 令和3年7月頃(予定)
- (4) 対 象 者 生後4か月から小学校3年生までの、病中又は病気の回復期の児童
- (5) 定 員 6名
- (6) 開設時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで(原則)
※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。
- (7) 利用料金 1日当たり3千円(原則)
- (8) 運営形態 春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合の公募により、当該区画の処分先に決定した株式会社ファイブワン・株式会社レーサムグループと賃貸借契約を締結する事業者に対し、区が本事業の運営を委託する。

2 東京都立駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」

令和3年2月1日より運営を開始する当該施設については、安定的な運用が確認できるまでの当面の間、文京区民枠2名(定員3名)の運用とする。

また、令和3年度において文京区民枠を当初予定の4名とするとともに、東京都において北区との広域利用^{*}を開始する予定である。

	文京区民枠	駒込病院職員枠	北区民枠	合計
開始当初	2名	1名	—	3名
令和3年度中	4名	2名	2名	8名

^{*}広域利用にあたっては、先行する本区が都と一括契約をし、北区より負担金を徴収する。